

はじめに

1. 建築確認申請を提出する前に、造成計画が盛土規制法に関する許可が不要か判断に迷う場合は表面の「盛土規制法　許可不要確認書」（以下、「許可不要確認書」）を提出することができます。（任意）
2. 盛土規制法の許可対象とならないことを提出された図面に基づいて確認するものであり、図面が正しくないと正確に確認ができません。また、許可不要という回答結果は、当該宅地及び擁壁の安全性を保障するものではありません。
3. この確認書に関する問い合わせは、提出日から1年以内でお願いします。1年を超えた場合は再度提出してください。

今後の流れ

1. 提出方法は窓口への持ち込みのみになります。持ち込まれた資料を元にその場で造成計画をお尋ねすることもあります。
2. 表面の許可不要確認書を記入のうえ、添付資料とともに1部提出してください。
3. 受付時に受付番号と本市担当者をお伝えします。
4. 提出された資料を確認し、その結果は届出日を除いた原則1４日以内に電話で連絡します。（1４日を過ぎても連絡がない場合は、申し訳ありませんがお問い合わせください。）
5. 許可不要の連絡があり指定確認検査機関に建築確認申請書を提出される際は必要に応じて受付番号、本市担当者名及び本市からの回答を建築確認申請書に記載してください。

その他

1. 図面の作成方法ついては「手引きや図面記載例」を確認してください。
2. 工事着手後に盛土規制法の許可対象に該当する工事と判明した場合は、工事を停止し許可手続きのうえ対応する工事を行う必要が生じます。
3. 区ごとに担当者がおりますが不在にしていることもありますので、**相談を希望される方は、下記（問合せ・相談予約先）まで事前にご予約いただきますようお願いします。**
4. **この許可不要確認書は、皆様からご意見をいただきながら必要に応じて修正いたします。最新版は公式ウェブサイトに掲載しますので、その都度最新版で提出して下さい。**

（問合せ・相談予約先）：名古屋市 住宅都市局 開発指導課 宅地規制担当　電話：052—972—2733